

札幌市病院局会計年度任用職員（医療相談員）募集要項

職名（職種）	札幌市病院局会計年度任用職員（医療相談員）
採用予定人数	1 人
職務内容	(1) 退院支援、転院調整及び相談業務 (2) 連携医療機関、福祉施設等への訪問 (3) 行政に関する諸手続など
応募資格	社会福祉士の資格を有すること 地方公務員法第 16 条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ・札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	医療機関等での勤務及び電子カルテ操作経験のある方の応募を希望
任用期間	令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※採用後、1 か月間は条件付採用期間となります。 ※所属職員の不在期間の代替職員としての採用となります。
勤務場所	市立札幌病院（札幌市中央区北 11 条西 13 丁目）
勤務所属	市立札幌病院 地域連携センター
勤務日・時間	・勤 務 日：1 週間当たり 5 日（月曜日～金曜日） ・休 日：土曜・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 ・勤務時間：1 週間当たり 30 時間 別表の時間によるシフト制（要相談） ※時間外勤務を命ずる場合あり
給与	月額 200,129 円～229,278 円（地域手当を含む） ※札幌市における会計年度任用職員（同一職種）の経験年数により、上記の範囲内で決定します（経験年数は、上記任用期間始期の直前まで任用されていた期間を対象）。 ※上記の金額は令和 7 年 3 月時点のものです。給与改定等により採用時に、変更されることがあります。
諸手当	通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当 ※期末手当及び勤勉手当は任期が 6 か月以上であり、かつ週の勤務時間が 15 時間 30 分以上である職員に支給されます。
休暇	年次休暇（任用当初から付与、原則 10 日）、特別休暇（夏季休暇等）、その他各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	健康保険（札幌市共済組合）、厚生年金保険、雇用保険適用
福利厚生	札幌市職員福利厚生会に加入 ※任用期間に応じて要件を満たさない場合は加入対象外です。
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※パートタイム会計年度任用職員に該当するため、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	・応募受付期間：令和 7 年 3 月 13 日 ～ 令和 7 年 4 月 30 日 ・面 接 日 程：令和 7 年 5 月上旬 ・合否決定時期：令和 7 年 5 月中旬 ・応 募 方 法：上記の受付期間までに写真付き履歴書（※）を下記まで持参または郵送

	※書類選考後、面接を行う方にのみ電話で連絡いたします。 ※職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※可否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。 【履歴書送付先（募集者）】 〒060-8604 札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 市立札幌病院 地域連携センター部 入退院支援担当課長 宛 ※封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書き
個人情報の 取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市病院局会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。